

レンタルスペース利用規約

第1条（総則）

1. レンタルスペース利用規約（以下「本規約」といいます）は、サンクスグループ株式会社（以下「当社」という）および当社が指定する運営委託会社（以下、当社および当該運営委託会社を総称して「運営管理者」といいます。）が運営する Biz-Coya（以下「本施設」という）の会議室や本施設全体を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

第2条（利用目的）

1. レンタルスペースは、セミナー、会議、教室、ワークショップ等の目的で利用できます。
2. 利用希望者は、本規約に同意し、所定の方法で利用申込を行うものとします。
3. 前項に基づく申込に対し所定の審査を行う場合があります。なお、運営管理者は、その自由な裁量により利用申込を承認し、又は承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとします。
4. 運営管理者が利用申込を承認した利用希望者のうち、所定の方法で利用料金を支払った者を利用者としてします。
5. 運営管理者は、利用希望者及び利用者に対し、必要と判断する資料の提出を求めることができるものとします。

第3条（利用時間等）

1. ご利用時間は、入室時の準備から終了時の清掃・現状復帰までのお時間を含みます。ご利用時間延長をご希望の場合は、終了予定時間の30分前までにお申し出下さい。延長時間は20時までとなります。
2. 予約状況等によっては延長ができない場合もあります。
3. 事前にお申込み頂いた開始時間を過ぎてからのご入室の場合でも、終了時間の変更は出来ません。
4. ご利用時間の順守及び時間内退出にご協力をお願い致します。ご利用時間を過ぎても無断でご利用されていた場合、所定の超過料金をご請求致します。

第4条（利用料金）

1. 利用者は、利用するにあたって、運営管理者が定める利用料金を支払う義務を負います。
2. 利用者は、利用当日までに、別途定める方法にて支払うものとします。
3. 運営管理者は、所定の利用料金の支払方法及び支払日を決定・変更できるものとし、この場合、通知又は公表その他運営管理者が適当と認める方法により、事前に利用者に告知することとします。
4. 運営管理者は、運営上必要と判断した場合又は経済情勢等の変動に応じて、利用料金の金額を変更することができるものとします。この場合、通知又は公表、その他運営管理者が

適当と認める方法により、事前に利用者に告知することとします。

第5条（キャンセル料）

1. レンタルスペース利用をキャンセルされる場合に関しましては、以下のキャンセル料金を申し受けます。ご予約成立時のお申込金については、下記に該当するキャンセル料に充当、また差額が生じた場合はその金額をご請求またはご返金いたします。

- ・ご利用日の30～15日前まで　　：お見積り金額の10%
- ・ご利用日の14～7日前まで　　：お見積り金額の50%
- ・ご利用日の6～3日前まで　　：お見積り金額の70%
- ・ご利用日の前日～当日まで　　：お見積り金額の100%

第6条（利用権の譲渡、転貸）

1. 利用者は、第三者にレンタルスペースの利用権の全部又は一部を譲渡し、又は転貸することはできません。

第7条（利用制限）

1. 利用申込承認後又は利用中において、利用者が以下のいずれかの事由に該当した場合、運営管理者は、その任意の裁量により、事前の催告なく、利用承認の取消し又は利用停止の処置をとることができるものとします。この場合、利用者に発生した損害に対し運営管理者は一切の責任を負わないこととします。この場合、利用承認の取消又は利用停止の処置に対応する期間の利用料金を含め、運営管理者は利用料金の返還を一切行いません。なお、運営管理者は、利用承認の取消し又は利用停止の措置を受けた利用者には、今後一切、レンタルスペースの利用を許可しないことができるものとします。

- (1) 申込書の記入内容が実際と異なる、又は偽りがあった場合。
- (2) 反社会的勢力等の関与又は来場があると運営管理者が判断した場合。
- (3) 運営管理者が管理上又は風紀上、利用が好ましくないと認める場合。
- (4) 来場者が施設の許容範囲を超え周囲に迷惑を及ぼす行為を行ったと運営管理者が判断した場合。
- (5) 本規約第9条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合。
- (6) その他、運営管理者が利用者として相応しくないと判断した場合。

第8条（損害賠償）

1. 利用者は、自らの責に帰すべき事由により本施設並びに本施設の設備等を破損・紛失した場合、直ちに運営管理者に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用及びこれに伴う損害を賠償するものとします。

2. 利用者は、自己の責に帰すべき事由により運営管理者、他の利用者、その他の第三者に

損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第9条（禁止事項）

1. 利用者は、レンタルスペースを利用する場合において、以下のいずれかの事由に該当する行為を行ってはなりません。また、以下のいずれかの事由に該当する行為を行い、運営管理者、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、利用者はその損害の全額を賠償する義務を負うこととします。
 - (1) 事前の許可無く、動植物を本施設内に持ち込むこと。
 - (2) 本施設の設備等の損壊や持ち出し。
 - (3) 本施設のネットワーク機能を破壊したり、妨害したりする行為。
 - (4) 本施設内で飲酒をすること（運営管理者が認める場合を除く）。
 - (5) 危険物（火薬類、爆発性物質、その他運営管理者が本施設の運営上、危険であると判断したもの）又は運営管理者が他人の迷惑となると判断し持ち込みを禁止した物品を本施設内に持ち込むこと。
 - (6) 本施設内での喫煙、及び火気の使用。
 - (7) 他人の迷惑となる騒音、臭い等を発生させ、本施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為。
 - (8) 他の利用者や会員、運営管理者を誹謗、中傷する行為。
 - (9) 運営管理者の許可なく本施設において物品の売買、営業行為や勧誘活動をすること。
 - (10) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をする事（運営管理者の事前の許可を得た活動は除く）。
 - (11) 他の利用者、運営管理者の従業員等に対する暴力行為、脅迫行為等。
 - (12) 法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為。
 - (13) 正当な理由なく、運営管理者の業務を妨げる行為。
 - (15) 他の利用者の本施設の利用を妨げる行為。
 - (16) 秩序を乱す行為。
 - (17) 許可なく運営管理者及び本施設の名称を使用する行為。
 - (18) 運営管理者又は他の利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利及び知的財産権等を侵害する行為。
 - (19) 本施設内に備品等を設置し、又は物を放置する行為。
 - (20) 共用スペースを不当に占有、確保する行為。
 - (21) その他運営管理者が不適切と判断する行為。

第10条（サービスの停止）

1. 運営管理者は、以下のいずれかの事由により、事前に通知することなく、一時的にレンタルスペースの全部又は一部の利用の停止や利用制限を行う場合があります。この場合、

利用者に発生した損害に対し運営管理者は一切の責任を負いません。

- (1) 設備の保守、点検、本施設内の改装、修理等で緊急を要する場合。
 - (2) 火災・停電等の事故によりレンタルスペースの提供ができない場合。
 - (3) 天変地異、テロ、疫病その他の不可抗力事由に基づき、レンタルスペースの提供が不能な場合。
 - (4) 行政の指導、法令の定め等の事由により運営管理者がレンタルスペースを提供することができないと判断した場合。
 - (5) その他、運営管理者が合理的と判断する事由が生じた場合。
2. レンタルスペースの利用停止、利用制限をする場合、通知又は公表、その他運営管理者が適当と認める方法により、事前に利用者に告知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第 11 条（免責事項）

1. 運営管理者は、本施設並びに施設内の設備等の利用に起因する不具合、事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により利用者に生じた損害につき、運営管理者に故意又は重過失がある場合に限り通常損害の範囲で賠償義務を負うものとします。

第 12 条（安全管理）

1. レンタルスペースの利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
2. レンタルスペースの保安全管理の必要があると運営管理者が判断した場合、利用中であってもレンタルスペースに立ち入ることがあり、防災上必要と判断した場合は、利用を一時中断の上、機材移動等の対策をお願いすることがありますので、これに従い対処してください。

第 13 条（荷物の搬入出及び預かりについて）

1. 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損につきましては、一切関知しません。貴重品、精密機器、生鮮食料品、生き物については、荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。なお、車を用いた荷物の搬入出を行うには、事前にけやきプラザマネジメントオフィスへの届出が必要になります。届出手続きは、利用者自身で行っていただきます。

第 14 条（利用後の原状回復）

1. 利用者がレンタルスペースの内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損等させ、原状回復に実費や工数がかかる場合は、当該利用者に対して実費にて請求します。
2. 利用終了にあたり、搬入した荷物及び利用中に発生したごみ等（以下「荷物等」といい

ます) はすべてお持ち帰りいただき、利用前の状態まで原状回復してください。

3. 退出時間までに荷物等が撤去されない場合、運営管理者は、利用者が当該荷物等の所有権を放棄したものとみなし、これらを移動、搬出、処理、又は廃棄（以下「移動等」といいます）することができるものとし、利用者は、運営管理者の行った移動等について、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとしします。
4. 前項の場合、利用者は、運営管理者に対して、超過時間料金又は原状回復費用として別途運営管理者が定める金額を支払う義務を負います。

第 15 条（守秘義務）

1. 利用者は、レンタルスペースの利用に関連して知り得た情報、その他機密に属すべき一切の事項を第三者に開示・漏洩させてはなりません。また、これによって他の利用者に生じた損害について本施設は一切の責任を負いません。

第 16 条（著作権等）

1. レンタルスペースの提供にあたり運営管理者が利用者に提供したソフトウェア、情報、写真、その他の著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利等を含む、以下同じ）その他一切の権利については、運営管理者若しくは著作物の著作者又は権利者に帰属するものとしします。利用者は、当該著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案及び翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとしします。
2. 前項に違反し、問題が生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、運営管理者及び第三者に一切の迷惑又は損害を与えないものとしします。

第 17 条（反社会的勢力排除）

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有すること。

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為。

第 18 条（個人情報の取り扱い）

1. 運営管理者は、レンタルスペースの利用申込又は利用等を通じて運営管理者が知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、自己の個人情報を運営管理者が以下の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - (1) 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため。
 - (2) レンタルスペースの運営上必要な事項を利用者に知らせるため。
 - (3) レンタルスペースの提供その他運営管理者の提供するサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため。
 - (4) レンタルスペースの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため。
 - (5) 本施設の関連サービスや各種情報を提供するため。
 - (6) その他運営管理者の各種サービスや各種情報を提供するため。
3. 運営管理者は、事前に利用者の同意を得た上で、当該個人情報を本施設が定める方法により他の利用者に開示することがあります。
4. 運営管理者は、レンタルスペースの運営や管理に必要な業務の一部又は全部を、第三者に委託することがあります。この場合、運営管理者は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 前 3 項に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、運営管理者は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - (1) 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合。
 - (2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合。
 - (3) 運営管理者が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第 19 条（規約の改定）

1. 運営管理者は、民法 548 条の 4 の規定により、次の場合に本規約を変更できるものとします。
 - (1) 利用者の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 前号の場合を除き、その他相当の事由があると認められる場合。

第 20 条（管轄裁判所）

1. 運営管理者と利用者等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）

1. 本規約及び本規約に関連する規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

制定 2023 年 8 月 14 日